

### 3 憲法審査会

#### 委員一覧（45名）

会長	中川 雅治	(自民)	上月 良祐	(自民)	杉尾 秀哉	(立憲)
幹事	有村 治子	(自民)	佐藤 正久	(自民)	羽田 次郎	(立憲)
幹事	石井 準一	(自民)	竹内 功	(自民)	白 眞勲	(立憲)
幹事	西田 昌司	(自民)	中曾根 弘文	(自民)	福島 みづほ	(立憲)
幹事	熊谷 裕人	(立憲)	古川 俊治	(自民)	伊藤 孝江	(公明)
幹事	小西 洋之	(立憲)	堀井 巖	(自民)	平木 大作	(公明)
幹事	西田 実仁	(公明)	舞立 昇治	(自民)	矢倉 克夫	(公明)
幹事	足立 信也	(民主)	丸川 珠代	(自民)	山本 香苗	(公明)
幹事	柴田 巧	(維新)	元榮 太一郎	(自民)	川合 孝典	(民主)
幹事	山添 拓	(共産)	山下 雄平	(自民)	矢田 わか子	(民主)
	青山 繁晴	(自民)	山田 宏	(自民)	浅田 均	(維新)
	衛藤 晟一	(自民)	山谷 えり子	(自民)	高木 かおり	(維新)
	岡田 広	(自民)	有田 芳生	(立憲)	吉良 よし子	(共産)
	片山 さつき	(自民)	打越 さく良	(立憲)	山下 芳生	(共産)
	古賀 友一郎	(自民)	小沢 雅仁	(立憲)	渡辺 喜美	(みん)

(会期終了日 現在)

#### (1) 活動概観

##### 〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方」について意見の交換を行った後、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」について3回、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」について2回、審査会を開催した。

また、本審査会付託の請願6種類98件は、いずれも保留とした。

##### 〔調査の概要〕

3月23日、「憲法に対する考え方」について委員相互間において意見の交換が行われ、憲法及び関連する課題についての議論を深め広く国民の理解を得る努力の継続、緊急事態対応に關し議員の任期延長等についての早急な検討の必要性、憲法の観点からの合区解消の議論の必要性、憲法違反問題の調査審議の必要性、オンライン国会に係る衆議院憲法審査会の報告の問題点、合区廃止や国会議員の任期延長に係る問題の解決策、デジタル社会における人権・民主主義等の憲法価値の擁護、参議院の緊急集会の開催要件等についての議

論の必要性、憲法改正の内容への国民の参加の重要性、緊急時における三権の確立の保障のための国会機能の維持等の検討、各会派が憲法改正項目に係る意思表示を行うことの必要性、緊急事態条項の議論の必要性、国會議員の免責特権の在り方、憲法第9条を生かした外交戦略、憲法改正の発議と党議拘束等について、見解が述べられた。

4月6日、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」について、参考人九州大学大学院法学研究院教授赤坂幸一君から、国会へのオンライン審議の導入に際しては、本会議と委員会の区別、例外を認める事情の違い、審議・審査の促進の観点から議論を整理する必要があるほか、議場構造と議事手続の一体性、議会空間が確保・演出する政治的公共体の統一性の考慮が必要であるとの見解、個々の議員の主觀的事情に基づく例外措置については、国民代表としての職責を十全に果たすための環境を整えることが求められ、オンライン参加も必要に応じて措置すべきとの見解、特別の客觀的事情に基づく例外措置は、本会議については国民代表の理念に照らしオンライン審議はごく限定期にのみ認め、委員会審査のうち作業議会としての性格を持つ部分は効率的な作業ツールとしてオンライン審議を認める余地があるとの見解、特定の事情により議会が物理的に集会できない場合、このような緊急事態においてこそ議会審議が必要であることに鑑みれば、例外的・限定期にオンライン審議手続を採用することは議会の審議手続の形成権の範囲内であろうとの見解等が述べられた。次に、参考人早稲田大学大学院法務研究科教授長谷部恭男君から、国會議員の出席の意義は全国民を代表するという職責と切り離して議論することはできず、物理的な出席によって初めて全国民を代表することができるというのが近代議会政治の原則論との見解、電子通信技術による出席を機能的に可能とすることは、出席概念の意義を根底的に変容することになり、明文の憲法の規定が必要になるとの見解、国会としての最低限の機能をも果たせない異常な事態が発生した場合は別の問題であり、そうした状況においても憲法改正なくしてはオンラインでの会議開催を認めないとの考え方は、良識に反し、憲法解釈の在り方として適切とは言い難いとの見解、オンラインでの会議開催については、それを認めないと限り国会としての最低限の機能をも果たせない極めて例外的な事情が客觀的に認定される場合に、必要最小限の範囲内において認めることはあり得るとの見解等が述べられた。これらを踏まえ、両参考人に対し質疑が行われた。

4月13日、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」について、憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、オンライン出席にとどまらず緊急時に国民の命を守る更なる法整備・憲法への緊急事態条項の明記・国会の機能維持のための議論を進めることの必要性、憲法第56条の出席について議院自律権の名の下法理を示すことなくオンライン出席が認められるとするとの問題点、定足数のための出席と議員が議決権等を行使する前提としての出席を分ける考え方、議院自律権の限界、全国民を代表する議員と参考人など議員以外についてのオンライン出席の根拠を分ける考え方、オンライン出席を認める条件の必要性の明文化、オンライン出席の在り方に関する暫定的特例ルールをあらかじめ定めておくこと、本会議へのオンライン出席・表決を必要とする具体的な事実、憲法秩序が存在しなくなった場合の対応等について、見解が述べられた。

**4月27日、「憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）」**について委員相互間において意見の交換が行われ、オンライン出席を現行憲法で認め得る条件、オンライン出席への国民の理解及び技術的課題等の解決の必要性、調査会等における参考人の意見聴取での活用等でオンライン出席の環境整備を行うことの提案、緊急事態時のオンライン出席や投票につき国民の理解を得るための憲法改正、オンライン出席を認めるやむを得ない事情の例、委員会におけるオンライン出席の考え方、物理的な出席と等価と言えるために必要な条件、妊娠・出産等真にやむを得ない事情を抱える議員についてオンライン出席を認める余地、国家の危機的事態に一定の要件の下例外的にオンラインを活用し本会議を開催し表決を行うことの合憲性、非常事態下でのオンライン会議につき各会派の代表者により開催の是非等の決定を可能にしておくこと、委員会審議のオンライン化を先行させる意義、内閣総理大臣その他の国務大臣の出席についての解釈、緊急事態における三権の機能の維持等についての憲法への明文化、個別的事情によるオンライン出席につき法律で定める必要性、緊急時に国会を機能させるため必要な準備とオンライン審議、国会のオンライン審議実現による地方議会本会議のオンライン審議実現の加速化、緊急時・有事の際に国家機能を麻痺させない手だての準備、新型コロナ感染拡大・大震災等の際における定足数の充足、多数派による立法権の濫用を防ぐための厳格な条文解釈の必要性、出産・疾病等により物理的出席が困難な場合に提出法案等への意見等を議事録等に残す必要性、オンライン出席と命令委任の禁止の原理等について、見解が述べられた。

**5月18日、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」**について、憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明が行われた。この後、委員相互間において意見の交換が行われ、合区導入により地方の声が国政に届かなくなるのではとの危機感、最高裁判決は投票価値の平等を唯一絶対の基準としているわけではないとの認識、参議院につき全国比例選挙と都道府県を単位とする地方選出により構成する価値を堅持し合区を解消することの必要性、参議院の選挙制度に関する歴代最高裁判決の一番基本的な考え方を押さえ憲法審査会で議論する必要性、全国民の代表としての両院の同質性による参議院選挙制度への投票価値の平等の要請、投票価値の平等と地域代表的性格の調和の重要性、全国を11ブロック単位とする個人名投票による大選挙区制の意義、拘束名簿式選挙と民意の関係、民主主義の前提としての投票価値の平等の保障、合区解消のため参議院を地方の府と位置付ける改憲案、全国を11ブロックに分け総定数を削減する改革案、参議院選挙制度と憲法第14条第1項・第15条第1項・第43条第1項、多様な民意を議会に反映させる比例代表を中心とした選挙制度への見直し等の議論の必要性、地方を含め民意を受け止め憲法を守り生かす政治への転換等の必要性、合区導入後の最高裁の合憲判決への評価、全国民の代表の正統性の根拠等について、見解が述べられた。

**6月8日、「憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）」**について、参考人広島大学大学院人間社会科学研究科教授新井誠君から、合区をめぐる問題として人口少数県のみが対象となることへの不公平感等が挙げられるが、これらは憲法秩序全体に関わる問題との見解、投票価値の平等を一義的に重視することにより失われる他の利益を考えるべきとの指摘、全国民代表の議論をめぐる多角的民意の確保の

議論から合区は解消されるべきとの見解、最高裁が両院の権限関係と組織方法が同質的であるため投票価値の平等の確保を優先しようとしていることを踏まえ、参議院につき地方公共団体を基盤とする代表選出の在り方が考えられるとの見解、合区解消に係る法律レベル・憲法典レベル双方の改革方法に伴う課題の指摘等が述べられた。次に、参考人上智大学法学部教授上田健介君から、合区対象県における投票率低下の背景に、合区対象県の住民とそのほかの都道府県の住民との間で法の下の平等に反する事態が生じているとの評価もできるとの見解、現在の参議院の選挙制度は比例代表・選挙区とも理念・意図につき明確な説明ができないとの指摘、参議院について衆議院とは異なる形で民意を反映させるため投票価値の平等にこだわらない選挙制度を考えるのであれば参議院の権限を弱めるべきとの見解、法案審議・強化拡充された行政監視機能の中で多様な背景を持つ立場・利害からの意見や専門的な知見を国政の議論の場に持ち出し、世論を動かし、衆議院や内閣の考え方を改めさせる補充的かつ重要な役割を参議院が果たすという提案等が述べられた。これらを踏まえ、両参考人に対し質疑が行われた。

## (2) 審査会経過

### ○令和4年3月23日(水)(第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

### ○令和4年4月6日(水)(第2回)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

#### [参考人]

九州大学大学院法学研究院教授 赤坂幸一君  
早稲田大学大学院法務研究科教授 長谷部恭男君

#### [質疑者]

元榮太一郎君（自民）、小西洋之君（立憲）、西田実仁君（公明）、足立信也君（民主）、浅田均君（維新）、山添拓君（共産）、浜田聰君（みん）、丸川珠代君（自民）、打越さく良君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、浅田均君（維新）、福島みづほ君（立憲）、柴田巧君（維新）

### ○令和4年4月13日(水)(第3回)

- 憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）について憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

### ○令和4年4月27日(水)(第4回)

- 憲法に対する考え方について（特に、憲法第56条第1項の「出席」に関する議論を中心として）について意見の交換を行った。

### ○令和4年5月18日(水)(第5回)

- 憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）について憲法審査会事務局当局及び川崎参議院法制局長から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

### ○令和4年6月8日(水)(第6回)

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 憲法に対する考え方について（特に、参議院議員の選挙区の合区問題を中心として）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に對し質疑を行った。

[参考人]

広島大学大学院人間社会科学研究科教授 新井誠君

上智大学法学部教授 上田健介君

[質疑者]

岡田広君（自民）、小西洋之君（立憲）、西田実仁君（公明）、足立信也君（民主）、浅田均君（維新）、山添拓君（共産）、渡辺喜美君（みん）、山田宏君（自民）、福島みづほ君（立憲）、平木大作君（公明）、柴田巧君（維新）、山下芳生君（共産）

○令和4年6月15日(水)(第7回)

- 請願第1号外97件を審査した。